

Ⅲ 西日本部会・統一論題報告

統一論題『IFRS をめぐる最近の動向と課題』 ～概要～

向 伊 知 郎
愛知学院大学

I 西日本部会の開催

国際会計研究学会第 8 回西日本部会は、2017 年 7 月 22 日（土）に長崎県立大学佐世保校にて、宮地晃輔準備委員長と小形健介準備委員のもとで開催された。当日は、たいへん天候が良く、多くの会員の方々にご出席をいただくことができた。

統一論題は『IFRS をめぐる最近の動向と課題』であり、個別の問題に限定したものでなく、個々の国際財務報告基準（IFRS）の問題を含めて、それを取り巻くあるいはそこから派生するさまざまな問題まで対象にした、まさに IFRS を世界的に適用することの是非について考える絶好の機会であると思われた。そこで、4 名の先生方に、IFRS に関して会計学の基本である認識・測定および開示の視点と、IFRS に従って行われる財務報告の視点から報告していただくことにした。

II 統一論題解題

IFRS 財団の定款（Constitution）では、IFRS 財団の目的の第 1 に、公共の利益のために、明確に記述された原則に基づいた、高品質で、理

解可能で、強制力があり、かつ国際的に認められた単一の財務報告基準を設定することが掲げられている。これらの会計基準は、財務諸表およびその他の財務報告において、高品質で、透明性があり、かつ比較可能な情報を要求し、投資者、世界の資本市場における他の参加者、およびその他の財務情報の利用者たちの経済的意思決定に役立つものであるという。また、IFRS 財団の目的には、各国の会計基準と国際会計基準審議会（IASB）が公表する IFRSs（会計基準および解釈指針）への収斂を通して、IFRSs の採用を推進し促進することも示されている⁽¹⁾。

IASB の調査では、2017 年 3 月現在、150 か国中 139 か国において、IFRS の適用が強制または容認されている⁽²⁾。日本の上場企業では、2017 年 8 月現在、138 社が IFRS を適用しており、16 社が IFRS の適用決定企業である⁽³⁾。IFRS を強制適用あるいはその適用を容認する国および IFRS を適用する企業が増加していることは、IASB の基準設定活動および IFRS が、日本を含めて、世界的に一定の評価を受けてきたことを表している。

一方で、経済大国の中で、アメリカは、いまだ国内企業への IFRS の適用を容認していな

い。中国およびインドでは、国内の会計基準が実質的に IFRS へ収斂していると言われているが、IFRS の国内企業への適用は容認されていない⁽⁴⁾。日本は、一定の要件を満たした企業に、IFRS の適用を容認しているが、IFRS の受け入れに関して、承認 (endorsement) 手続きによる「削除又は修正」が行われた修正国際基準 (JMIS) を公表している。これは、それらの経済大国が、IFRS 自体にはいまだ解決すべく問題が内在している、あるいは IFRS を適用した財務報告が意思決定に有用な情報を提供しない可能性があると考えていることに起因する。IASB には、これらの問題を払拭すべく説明責任がある。

ここから、IFRS は、IFRS 財団が述べているような会計基準であるのか、IFRS を適用した財務報告は、実際に、投資者をはじめとした情報利用者の経済的意思決定に役立つ財務情報を提供できるのかといった問題について検討する必要が生じる。これが、今回の統一論題を『IFRS をめぐる最近の動向と課題』とした理由である。

Ⅲ IFRS の現況 ～開示に関する取り組み～

一般的に、IFRS の特徴として、以下の点が指摘されている。

- ① 会計基準の設定が、概念フレームワークを基礎概念として位置づけて、財務報告の目的に基づいた目的論的アプローチのもと、演繹的に行われていること
- ② 資産負債観、混合会計観を基礎として、基準設定が行われていること
- ③ 経営者の適切な判断により企業実態が表示できるように、原則主義に基づいた規定内容になっていること

- ④ 公正価値測定が強調 (混合測定を考慮) されていること

これらの特徴を有する IFRS に対して、さまざまな疑問が生じており、IASB は、世界中の金融市場に透明性、説明責任、効率性をもたらす IFRS を策定することを使命⁽⁵⁾として、現在、以下の 4 つを主要テーマとして活動を行っている⁽⁶⁾。

- ① 残された基準設定プロジェクトの完了
- ② 財務報告におけるコミュニケーションの改善
- ③ 新たな IFRS を適用する際の支援の開発
- ④ 優先的なりサーチ・プログラムの協議

これらの 4 つのテーマすべてに関連して、IASB が精力的に取り組んでいる問題に、「開示に関する取り組み」(Disclosure Initiative) がある。ここでは、現在の一般目的財務諸表において開示されている情報に関する問題として、以下の 3 点が指摘されている⁽⁷⁾。

- ① 目的適合性のある情報が十分に提供されていない。
- ② 目的適合性のない情報が開示されている。
- ③ 提供される情報が効果的に伝達されていない。

「開示に関する取り組み」では、「一般開示基準」の開発を視野に入れて、7つの「効果的なコミュニケーションの原則」が検討されている⁽⁸⁾。それらは、「財務諸表への重要性の適用」の問題⁽⁹⁾を中心に、「概念フレームワーク」の改訂作業において検討されている意思決定に有用な情報提供はどのように行われるべきかの問題や、国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」における財務諸表の体系の問題、さらには個々の会計基準における規定内容等と密接に関連した内容である。財務報告の目的が、情報利用者の意思決定に有用な情報提供にあ

り、その目的を達成するためには、「重要性・離脱規定」と「コンプライアンス」のいずれが重視されるのか、それらには一長一短が指摘されており、IFRS財団は、今後もこれらの問題の解決に取り組むことになる。

しかしながら、IFRSという国際標準の会計基準の適用が、世界的に広まっているという事実は変えようのない現実である。日本の多国籍企業が資金調達、事業活動を行う上で、IFRSを適用するか否かの検討は避けて通ることはできない。財務報告を行う企業だけでなく、情報利用者も含めて、IFRSの抱える問題の理解と、IFRSに従って作成された財務情報の活用についての知識が求められると考える。そのためには、IFRSが理論的に説明可能であり、かつ実務的に利用可能であることが必要である。

IV 学会報告

IASBのこれらの取り組みを踏まえて、学会報告では、IFRSにおける認識および測定原則と会計処理の問題、財務諸表の表示および開示の問題、開示されている情報の意思決定有用性の問題等について、4名の先生方による報告が行われた。報告者および報告テーマは、下記のとおりである。

第1報告：高橋 聡先生（西南学院大学）

「IFRSにおける簿記の位置づけ」

第2報告：遠藤秀紀先生（東海学園大学）

「IFRSXにおける直接法キャッシュフロー計算書の連携」

第3報告：中川豊隆先生（岡山大学）「IFRSの適用と会計発生高アノマリー」

第4報告：若林公美先生（甲南大学）「IFRSと財務情報の比較可能性」

第1報告の高橋 聡先生は、2016年に改訂

されたリース会計基準に焦点を当てて、伝統的な簿記の考え方からリース資産の認識および測定の問題について報告された。

第2報告の遠藤秀紀先生は、2016年に一部改訂されたキャッシュフロー計算書会計基準に焦点を当てて、直接法キャッシュフロー計算書について、他の財務諸表との連携による意思決定に有用な財務情報の提供といった視点から報告された。

第3報告の中川豊隆先生は、日本の企業におけるIFRSの適用が、会計発生高アノマリーや異常リターンにどのような影響を及ぼすかについて報告された。

最後に、若林公美先生は、IFRSの適用が、財務情報の比較可能性を改善するかに関して、諸外国の先行研究の結果を整理していただき、日本の企業を対象として、財務情報の比較可能性についてどのような変化があるかについて報告された。

詳細については、本誌の各先生方の論文を参照していただきたい。

V 学会討論

学会討論は、4名の先生方の報告を受けて、フロアの先生方から報告者に寄せられた質問票をもとに、報告者が回答する形式で進められた。質問は、原口健太郎先生（長崎県庁・九州大学大学院博士課程）、宗田健一先生（鹿児島県立短期大学）、平賀正剛先生（愛知学院大学）、木村敏夫先生（流通科学大学）、苗馨允先生（宇部工業高等専門学校）、成川正晃先生（東北工業大学）、野口倫央先生（愛知学院大学）から寄せられ、公正価値測定と仕訳の問題、推奨される直接法によるキャッシュフロー計算書の問題、原則主義に基づいた財務情報と市場の反応の問題、IFRSに従って作成された財務情報を分

析する分析モデルの問題等について、討論が行われた。

これらの報告および討論を通して、各報告者が IFRS およびその適用についてどのように考えているのかが明らかになった。これは、IFRS についての理解を深めることにつながり、今後の IFRS の新設および改訂で注視すること、IFRS に従って作成される財務情報を利用する際の注意点などを浮き彫りにすることに貢献したと考える。

注

- (1) IFRS 財団の定款より (2016 年 11 月改訂)。
- (2) IASB のホームページ (<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Analysis-of-the-IFRS-jurisdictional-profiles.aspx>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。

- (3) 日本取引所グループのホームページ (<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。
- (4) 香港では、香港以外で設立された香港に位置する企業に対して、香港の会計基準または IFRS のいずれかの使用が容認されている。
- (5) IASB のホームページ (<http://www.ifrs.org/about-us/>) (最終アクセス日 2017 年 10 月 5 日)。
- (6) IASB [2016] *IASB[®] Work Plan 2017-2021: Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation*. (『IASB[®] 作業計画 2017-2021 年: 2015 年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント』)。
- (7) IASB [2017] *Discussion Paper: Disclosure Initiative –Principles of Disclosure*. (ディスカッション・ペーパー『開示に関する取り組み –開示原則』)。
- (8) *Ibid.*, par.2.6. (同訳書。)
- (9) IASB [2015] *Exposure Draft, IFRS Practice Statement: Application of Materiality to Financial Statements*. (公開草案『IFRS 実務記述書: 財務諸表への重要性の適用』)。